（プログラム登録の公示）

第二条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一・二　［略］

三　申請の受付の年月日（職権による登録にあっては、その登録の年月日。第十一条第一号において同じ。）

四・五　［略］

（請求書の様式等）

第三条　令第二条第一項の請求書は、別記様式第一により作成しなければならない。

2　令第二条第一項の請求書は、日本語で書かなければならない。

3　令第二条第二項の資料であって、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

（磁気ディスクの改変を防止等するための措置）

第四条　令第二条第三項の文部科学省令で定める措置は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）が記録された磁気ディスクの領域に他の電磁的記録を記録すること及び当該記録された電磁的記録の消去を防止する措置とする。

（記録媒体等に付す表示の方法）

第五条　令第三条第一項の文部科学省令で定める方法は、記録媒体又は当該記録媒体を封入した包装若しくは容器の表面に次に掲げる事項を記載した書面を貼り付ける方法とする。

一　登録プログラム著作物の登録番号

二　請求者の氏名又は名称

三　請求年月日

四　法第四条第一項の証明を行った年月日

（プログラム登録の公示）

第三条　法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一・二　［同上］

三　申請の受付の年月日（職権による登録にあっては、その登録の年月日。第八条第一号において同じ。）

四・五　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（令第四条第二号に規定する額）

第六条　第一条に規定するマイクロフィッシュに係る令第四条第二号の文部科学省令で定める額は、次の各号に掲げるプログラムの著作物が記録されたマイクロフィッシュの枚数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　五十枚までの部分　一枚につき四千円

二　五十枚を超え二百五十枚までの部分　一枚につき千円

三　二百五十枚を超える部分　一枚につき五百円

（手数料の納付方法）

第七条　法第四条第二項及び第二十五条の規定による手数料は、法第十一条第一項の登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

第二章　指定登録機関

第八条　［略］

［条を削る。］

［条を加える。］

第二章　指定登録機関

第四条　［同上］

（指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則の規定の適用）

第五条　法第五条第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第六条、第十七条第二項、第十九条、第二十条第二項及び第二十三条の規定の適用については、同規則第六条中「文化庁」とあり、及び同規則第十九条中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五条第一項の指定登録機関」と、同規則第十七条第二項中「文化庁長官が指定する職員」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第八条第二項に規定する登録実施者」と、同規則第二十条第二項中「文化庁長官の文字」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五条第一項の指定登録機関の長の職氏名」と、「文化庁長官の印」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関す